

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る技術提案書の特定及び契約締結は、本業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年1月14日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 四国山地砂防事務所長 平澤 良輔

1. 業務概要

1) 業務名 令和8年度 四国山地砂防事業監理業務

(電子入札及び電子契約対象案件)

2) 業務内容 本業務は、四国山地砂防事務所管内における砂防事業・地すべり事業直轄事業未実施箇所における新規工事を集中的に実施するため、効率的かつ確実な進捗を図ることを目的に、事業推進が円滑となるよう、業務及び調整協議等を対象に、技術力・経験を活かしながら効率的な事業の促進を図ろうとするものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

- ① 事業全体計画の整理
- ② 測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等
- ③ 地元及び関係行政機関との協議
- ④ 事業管理等
- ⑤ 施工管理等

3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4) 本業務は、提出資料、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務である。

5) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式(契約)に代えるものとする。

7) 本業務は、技術提案の作成・審査に関わる事務手続きの負担軽減を目的とした試行業務である。

- 8) 本業務は、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求める試行業務である。
- 9) 本業務は、賃金等の変動に対処するための試行業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、技術提案書の提出者は、（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

（1）単体企業

[1] 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

[2] 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。

[3] 参加表明書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

[4] 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

[5] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

[6] 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（業務説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を技術提案書の提出者として選定しない。

（2）設計共同体

（1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年4月1日付け四国地方整備局長、URL:<https://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html>）に示すところにより四国地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書の提出の時までに受けている者であること。

なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新た

に設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

(3) 中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある砂防及び地すべり事業における四国山地砂防事務所発注の工事及び業務（発注者支援業務等を除く）に参加している者及びその発注工事及び業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の技術提案書の提出ができない。

なお、発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

また発注業務に参加とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（再委託）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務等の実績

下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：（同一業務に限らない）

一級河川又は直轄砂防（地すべり対策含む）に関する事業促進
PPP、事業管理支援業務（PM）、技術支援業務（CM）、技術
協力業務（ECI）

〔2〕類似業務：（同一業務に限らない）

- ① 一級河川の河川構造物又は直轄砂防（地すべり対策含む）の砂防
施設の調査・設計業務
- ② 一級河川の河川構造物又は直轄砂防（地すべり対策含む）の砂防
施設の新設または改築工事に関する実績を有する
- ③ 発注者支援業務（工事監督支援業務等）

2) 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績は、下記〔1〕若しくは〔2〕を有すること。詳細は入札説明書による。

〔1〕同種業務：

- 1) 事業監理業務、PM、CM の管理技術者の実績
- 2) 技術協力業務（ECI）の管理技術者の実績
- 3) 設計業務（ECI）の管理技術者の実績
- 4) 工事・業務をマネジメントした実務経験

[2] 類似業務 :

- 1) 調査・設計業務等の管理技術者の実績、工事の監理技術者の実績
- 2) 砂防・地すべり分野における 10 年以上の実務経験
- 3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
- 4) 過去の業務成績、業務表彰等の有無

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務等の実施内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績、技術者表彰の有無

2) 特定テーマの技術提案

説明書の理解度、特定テーマに対する技術提案

5. 手続等

1) 担当部局

〒779-4806 徳島県三好市井川町西井川68-1

四国地方整備局 四国山地砂防事務所 総務課

電話 0883-72-5400（直通）

2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年1月14日から令和8年2月20日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後6時00分まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのURLは、次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp/>

3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年1月15日から令和8年1月29日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年2月9日から令和8年2月24日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

6. その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金 免除
- 3) 契約書作成の要否 要
- 4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5. 1)に同じ。

- 5) 上記2に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- 6) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に工期のある砂防及び地すべり事業における四国山地砂防事務所発注の工事及び業務（発注者支援業務等を除く）の入札に参加し、又は受注者になることはできない。また本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務履行期間中に工期のある砂防及び地すべり事業における四国山地砂防事務所発注の工事及び業務（発注者支援業務等を除く）の入札に参加し、又は受注者になることはできない。
なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加することをいう。「業務に参加」とは当該業務の入札に参加すること、当該業務の下請け（再委託）としての参加することをいう。
- 7) 本契約予定案件は、あらかじめ落札予定者を決定し、令和8年度の予算成立及び令和8年4月1日（予算成立日が令和8年4月2日以降の場合は予算成立日）の到来を停止条件として手続きを保留する旨を、電子入札システム等により通知する。
なお、落札決定は停止条件の成就する日が閉庁日の場合には、当該閉庁日以降の最初の開庁日に通知する。
- 8) 本案件にかかる契約締結日及び履行期間の開始日は令和8年4月1日を予定している。なお、同日が閉庁日の場合にあっても、あらかじめ停止条件を付した通知を行っていることをもって令和8年4月1日付けで契約を締結し、同日から履行期間を開始するものとする。
ただし、予算成立日が令和8年4月2日以降となった場合には、予算成立日を契約締結日及び履行期間の開始日とする。この場合、やむを得ず継続履行が必要なもの、法令に基づくもの、緊急避難措置に限り、落札予定者に履行させる場合がある。
また、暫定予算となった場合は、本案件に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- 9) 成立する予算の状況により、本案件の入札契約手続きを延期又は取りやめる場合がある。
- 10) 詳細は説明書による。